

平成26年11月14日参議院地方創生特別委員会質疑

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

今日は、地方創生の中の一つの具体論として、ゴルフ場利用税、これをまた前回の予算委員会に続いて取り上げてみたいなというふうに思っております。

前日も話の初めに安倍総理に聞いたんですが、総理から答弁がなかったんで、これは通告していませんので、石破大臣、答えられる範囲で結構なんですけど、まず、石破大臣は、ゴルフというスポーツをやられますか、やられませんか。もし、やるにしてもやらないにしても、ゴルフというのは大臣から見てスポーツですか、娯楽ですか、あるいはお金持ちの賭け事でしょうか、賭け事と言っちゃいけないのか。何というかな、娯楽か、スポーツか、それか、あっ、違う違う。こう聞いたんだ、接待ですか。この三つ、どれでしょう。

〔委員長退席、理事岡田直樹君着席〕

○国務大臣（石破茂君） 極めて難しい御質問で、私自身はいたしません。いたしますが、この仕事に就きまして以来、めったにやることなくなりました、もうここ十年ぐらい、最後にやったのは、どこか外国でお休みの日に、出張しているときに、これも向こう、何しろ相手いませんので、そのとき、もう十年ぐらい前にやったのが最後かなというような感じがいたしております。

これは、スポーツであり、娯楽であり、接待でありと、それは全部の要素を持っていると思います。これは、お金持ちのということをおっしゃりますが、私の選挙区でもそうですけど、決してお金持ちのスポーツというわけではなくて、一般の方々が楽しんでいただけるような、大体地方はプレー代安いですから、一万円ちょっとあれば、セルフで行けばもう十分一日楽しめるということでございますので、それは奢侈的なものもあろうかと存じますが、決してそういうようなものでもない、いわゆる一般の方々の楽しみとして定着しているものだと認識をしております。

○松沢成文君 それでは、大臣の想像の中で、今、日本でゴルフをプレーされているゴルフ人口というのは、大体どれぐらいあるとお考えですか。それから、日本広いですから、いや、分からなければ分からないでいいんです、日本広いですから、ゴルフ場というのは大体何か所ぐらい日本にあると想像しますか。

○国務大臣（石破茂君） 御通告をいただいておりますゴルフ場の数

というものにつきましては、全国で二千四百八というのが平成二十四年度道府県税の課税状況等に関する総務省調べというところから出ておるものでございます。

済みません、ゴルフする人がどれぐらいいるのかというのは、大体百万人ぐらいかなと思いますが、違っていたらごめんなさい。

○松沢成文君 まず、ゴルフ人口というのは、百万どころか九百万なんです。それで、これは、私も調べて驚いたんですが、日本人誰でもやった経験がある、特に男子ならば、野球ですね、野球よりも全然多いんです。それから、今、都市部でやっぱりはやっているテニスですよ、テニスよりも多いんです。ゴルフは全体で六番目、まあ一位はウォーキングとか、二位が体操とかジョギングですから、もうこういうスポーツの種類としては、その後に多いのが水泳九百四十万、ゴルフが九百三十万、テニスがバドミントン、卓球と合わせて九百三十万、そして野球、ソフトボール合わせて五百三十万ですから、そういう意味では、ゴルフというのは、もう今大臣いみじくもおっしゃっていただいたように、もう老若男女、そしてお金持ちにかかわらずほとんどの、多くの国民が親しんでいる、そういうスポーツであるということですね。

それから、ゴルフ場の方です。ゴルフ場の方は、大臣おっしゃるとおり二千四百ちょっとですね。このゴルフ場はどういう県が多いと思います。まあもちろん一番敷地が広いんで、北海道が一番多いんですね。その次に多いのが栃木とか茨城とか、東京の近郊でお客さんが取れそうなところ、関西でいうと兵庫とかが多いんですね。少ないところ、いわゆる人口が少ない、過疎県と言われているところですね。例えば、失礼ですが、大臣のふるさと鳥取県、ゴルフ場幾つあるか御存じですか。

○国務大臣（石破茂君） 多分、両手で数えられるよりもちょっと多いかなという感じじゃないんでしょうか。ざざざっと考えてみて十三、四かなというふうに思いますが、それ以降もっと増えたかもしれません、なくなっちゃったのもありますので、最近やりませんのでちょっと正確な数字はお答えいたしかねます、ごめんなさい。

○松沢成文君 まあ少ない方の県はやっぱり地方の過疎県が多いんですけれども、ちょっと少ない方から例を挙げますと、高知が十三、徳島が十四、島根が十一、鳥取が十六です。それから、福井が十三、山形が十九。これが二十以下の県なんですね。やっぱり地方の人口の少ないところはゴルフ場も少ない。しかし、こういう人口が少ない県で

も十から二十のゴルフ場を抱えているんですね。ですから、このゴルフ場がどんどん衰退していったり倒産していったりすれば、地域の経済はおかしくなりますよね。あるいは地域の雇用がなくなりますよね。大体、一つのゴルフ場、平均で六十人ぐらい雇用しています。ちょっと多いと百人です。ですから、もしそれが倒産しちゃうと、そこでそれだけ失業していくわけなんですね。

ですから、そういう意味で、ゴルフというスポーツあるいはゴルフ場という、まあこれ産業というのかな、こういうものもしっかりと地域に根付いて発展させていかないと、地域で工場がいなくなると同時にゴルフ場が潰れれば、それだけ地域の方困るわけです。地域の経済は衰退するわけです。

じゃ、そういう観点から、今日はこのゴルフ場利用税の存廃について、関連の大臣も来ていただいたんで、お伺いをしていきたいと思えます。

まず、文科省。実は、先般の予算委員会で、文科大臣は高らかに、こういう税はやめるべきだと総務省に要請をしていると言っていました。その理由は、まずオリンピック招致しましたと、ゴルフは国体の競技にも入り、オリンピックの競技にも入って、完全にスポーツですと。スポーツの中で唯一、スポーツをするときに課税されるのはゴルフ場、ゴルフだけありますと、これ自体がまず不公平であって、それで世界の中で、先進国の中でゴルフ場やゴルファーに課税を、ほかはしていないでやっているのは日本だけです、これもおかしいと。スポーツ振興法ができて、そして、これから生涯スポーツをどんどん活性化させなきゃいけないのにゴルフというスポーツだけに課税をして、消費税と二重課税になって負担を掛けるのは極めて好ましくない、ですから是非とも撤廃をするべきだと、まあ私、先に答え言っちゃいましたけれども、でも、そういう認識でよろしいですね、文科省は。

○副大臣（丹羽秀樹君） 今、松沢先生おっしゃるとおり、ゴルフは今や、子供から高齢者まで、障害者含めて非常に親しく広く行われているスポーツで、国民的スポーツでございます。二〇一六年のリオデジャネイロのオリンピックにおいても正式競技に復帰することも決まっています。これは、以前は一九〇四年まではあったんですが、それからゴルフは採用されておりませんでした。二〇一六年から採用されることになっております。

そういった中で、生涯スポーツであるゴルフの振興の観点からゴルフ場利用税を廃止すべきであるということをも文部科学省としても認識

いたしております。また、この件に関しましてはしっかりと総務省に要望して、関係団体とも連携して利用税の廃止に向けて御理解を深めていきたいというふうに思います。

○松沢成文君 気合の入った御答弁ありがとうございました。

実は、私九月に、ローザンヌに、I O C、国際オリンピック委員会を訪ねてきて、そこの担当者の方何人かと会談をしました。その雑談の中でですけれども、ゴルフの話になって、日本もゴルフまた競技になるから進んでいるかという話になりまして、実は日本はゴルフ場利用税が掛かるということを言ったらびっくりしていました。何でそんなゴルフだけそんなことになっているんだと。私ちょっと説明するのもなかなか難しかったですけど、もうこれ世界の常識から見れば考えられないんですね。ほかのテニスやサッカーやラグビーが競技場を使うとき、どこで税金が掛かりますか。ゴルフだけに税金を掛ける、この何か罰則を与えるような、あるいはいじめるような、同じスポーツを愛する人なのに。この税制は絶対におかしいんじゃないかと言っておりました。このままいくと、日本はまたガラパゴスと言われるようになると思いますけれども。

さて、経産大臣、経産大臣の秘書さんはSMクラブに政治資金で行っていましたけれども、ゴルフ場にもやはり政治資金で秘書さんはプレーをしに行くんでしょうか。

○国務大臣（宮沢洋一君） 後援会活動などでどうしようもないときは恐らく行っていると思います。

○松沢成文君 じゃ、御接待には、どうしようもないときは、使うときは政治資金を使うということなのかと思いますが、今日はそれが本題ではありません。

さあ、経産大臣も、スポーツビジネス、様々なスポーツを活性化させるということは日本の産業振興につながりますよね。今、日本には約二千四百のゴルフ場がある。しかし、ゴルフ利用税もあり、料金高いわけですね。幾ら切り詰めて、もうゴルフ場も過当競争ですから、安くしないと人来てくれません。徹底した内部を切り詰めて安い料金に設定しても、まだそれに八百円とか千円のゴルフ場利用税が乗るんですね。で、なかなかお客さんが集まらない。実は今、ゴルフ人口も減っちゃっているし、ゴルフ場は、今二千四百ある中で、法的整理にかかっている、民事再生法とか破産とか、こういうゴルフ場が八百もあるんですよ。それで、約十年間で百のゴルフ場が廃業に追い込まれているんですね。

〔理事岡田直樹君退席、委員長着席〕

それはもちろん、ゴルフ場の経営がずさんだったとか、あるいは会員権を預託金で取っていますから、それを返せなくなったりしていろいろと裁判にかかったり、そういうこともありますよ。ありますけれども、今、日本にたくさんあるゴルフ場がどんどん法的整理にかかる、そのうち廃業を余儀なくされる、もうこの十年間で百近く潰れているわけですから。

そうするとどうなるか。地域の雇用も失われるし、地域で様々な関連な、物産も買うわけですね、ゴルフ場。それから、今ゴルフ場では、売店で、地産地消で地域の産物たくさん売ってくれているんですよ。そういう経済もなくなってくるわけですね。ゴルフの経済波及効果というのはゴルフ場の売上げの一・七倍と言われています。今約一兆円産業ですから、一・七兆円の産業の力があるわけです。それが今どんどん危機になっている。そのうちの理由の一つがゴルフ場利用税という高いコストなんですね。

さあ、経済産業省として、地域の経済を振興する、その役割からして、ゴルフ場利用税の在り方はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（宮沢洋一君） 私もゴルフの愛好家でございます。

今のお話、恐らく、私この立場の前は自民党の税調の取りまとめ役をやっておりましたものですから、二十五年度改正、二十六年度改正、現場に立ち会ってまいりました。総務省といいますか市町村の方からいいますと、一部の自治体ではかなり税収の大きなウェートを占めているといったような問題がある。一方で、文科省的立場であればスポーツに課税するとは何事だということで、文部科学省から毎年その廃止要求が出てきております。

実は、去年の十二月にやったときには、二〇二〇年の話もあるし、今までは門前払いだったんですけども、少し長い時間掛かるかもしれないけれども、検討事項として書いてもいいかなと実は思っておりました。その場の雰囲気見てみようと思っていまして、結局、利用税廃止しようという方は実はお二人しかなくて、この辺にたくさんいらっしゃいますけれども、やはり廃止には絶対反対だという方は二十人以上いるというのが実は現実でありまして、前向きに少し書いたらと思ったんですけども、全く書かなかったというのが、これが現実でございます。

一方で、ゴルフが白い目で見られているということも実は事実でありまして、公務員倫理規程では、飲食の場合は割り勘ならいいんです

けれども、ゴルフの場合は割り勘でも駄目だというふうになっていまして、その辺をまず、法律じゃないわけですから、緩める方が先なのかなという気がいたします。

○松沢成文君 ゴルフ場利用税、好ましくないとは思いますが、議論を出すと反対派の人が圧倒的に多くてなかなか前に進まなかったということですね。それから、公務員の倫理規程にも、私もそれ存じ上げているんです。ゴルフだけが特別に出てきて、何か接待で公務員がおかしくなるからいけないとって、何でゴルフだけをそうやって、接待をしてそこで政治との癒着があって腐敗につながるというふうに言うんでしょうかね。この公務員の倫理規程も私も見直した方がいいと思いますし、これはまた今後取り上げていきたいと思います。

さて、ゴルフ場利用税は地方税であります。都道府県税であって、そしてそのうちの七割は市町村に交付金として返されるわけですね。大体最近では五百億ぐらい。でも、このゴルフ場利用税はもうどんどん落ちてきているんですよ。結局ゴルフをやる人は減っていますからね。五百億ぐらいで、三百五十億ぐらいが市町村に返るわけです。この市町村は、当然、小さな市町村でゴルフ場が幾つかあったりすると、ゴルフ場利用税が返ってくるこの交付金が税収の中で例えば一割以上を占めているような自治体もあるわけですね。ですから、こういう自治体の財政をおもんぱかって、これがすぐなくなっちゃうと財政が厳しくなってしまう自治体が多いから簡単にはできないんだというのが反対派の方の一つの大きな理由なんですね。

そこで、地方税を管轄する総務大臣、総務大臣は、このゴルフ場の利用税をどうしていくべきとお考えでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） 今、松沢委員言うてくださったとおり、税収の七割近くがゴルフ場の所在市町村に交付されております。特に、財源に乏しく、それから山林原野の多い市町村の貴重な財源となっております。用途から見ましても、アクセス道路の整備とか維持管理、それから地すべり対策などの災害防止対策ですね、それからごみ処理、それから農薬、水質調査などの環境対策、ゴルフ場関連の行政需要にも対応しておりますし、これは地域振興を図る上でも貴重な財源となっております。非常に大切なものと考えておりますことと、それから全国知事会、全国市長会、全国町村会などから現行制度を維持するようという御要望をいただいております。地方行財政を所管する立場から申し上げますと、やはりこれらの要望も踏まえながら、これからの税制改正のプロセスにおいて検討すべきものと思っております。

ただ、私は先ほどから議論を伺っておりまして、例えば教育というお話がありました。例えばスポーツとして捉えた場合に、これも十分御承知の上でのお話だと思いますが、ただ、平成十五年度にもう十八歳未満の年少者、それから国民体育大会における利用なんかについては非課税措置設けられておりますから、ゴルフ人口の裾野の拡大というところにまず配慮していると。それから七十歳以上の高齢者の方々、それから障害をお持ちの方々にも非課税措置が設けられておりますので、やはり生涯スポーツの実現ということにも配慮はいたしております。

それから、海外においてももう全然そういう課税ないじゃないかというお話もあったんですが、例えば韓国では、ゴルフ場のほかにカジノや競馬場への入場についても課税、日本の場合は八百円から上限千二百円ですけれども、入場一回について一万二千ウォンですから、ざっくりですが、千二百円入場するのに掛かる。また、そのほかにも、農漁村特別税とか教育税とか付加価値税とか、それぞれ入るために三百六十円、三百六十円、ゴルフ利用料金の一〇%と、これは付加価値税ですけれども、韓国でもかなり高いお金が掛かります。

あと、ベトナムでも、ゴルフ場だけじゃなくてカジノ、競馬場の利用にも二〇%の課税プラス消費税として一〇%と。台湾もそうですね。ゴルフ場だけじゃなくて、ダンスホールとか各種競技場、こういった施設でも二〇%掛かっております。アメリカでも州によっては掛かっております。コネチカット州、サウスカロライナ州等、地方によってはゴルフ場だけじゃなくてテニスコート、ボウリング場の利用にも課税がございます。

[○松沢成文君](#) 今、韓国とか台湾とかいろいろ例出しましたが、これは日本でいう娯楽施設利用税の発想なんです。娯楽施設利用税を廃止して、それで消費税導入したんですね。消費税導入するとき、娯楽施設利用税は全部二重課税になっていくから、やめようと。ほかは全部やめました。だから、パチンコもボウリングも娯楽施設利用税を全部やめたんです。唯一ゴルフだけ残したんですね。その残したときの理由が、ゴルファーはお金持ちが多いから担税力があるということと、ゴルフ場に対する行政コストサービス、今大臣が前段で言ったところなんですね。でも、先ほど言ったように、もうゴルフは一般の人がやるスポーツです。もう子供から御老人までやるスポーツです。ですから、ゴルフをやる人だけがお金持ちで担税力があるというのはもう言えないんですね。

それから二番目の、じゃ、この行政コストサービス、ゴルフ場に対するですね。これはかなり誤解があって、例えばゴルフ場を造るときに一般道から付け口の道路を造る。これはゴルフ場が造って市町村に寄附しているものも大分あるんですね。そこを一般の人たちも通るといふ道もあるんです。だから、逆に市町村に提供しているという例もありますし、ゴルフ場から出る一般ごみは市町村のお世話になっていません。事業系の一般ごみですから、自己責任で全部排除しているんですね。それから、水道だとかそういうインフラ、これは、ゴルフ場たくさん使って、それに管を造ってお金掛かっているじゃないかと。といいますと、どんな開発行為でも、別荘地開発するときでも、あるいは遊園地を過疎地に造るときでも、みんなそうやって行政は水道なりライフラインを付けるわけですね。じゃ、その人たちから特別な入場税を取っているかといったら取っていないわけです。こうやって、事ほどさように、こちらから反論すれば全部反論できちゃうようなことをいまだに言っているわけです。

むしろ、ゴルフ場は開発した中で半分を森林に残さなければいけませんから、森林や里山が荒れた状態の今山多いんです。それよりもゴルフ場にして半分芝生、半分森林をきっちりと整備する方が里山機能も残せるんですね。そして、都市にあるゴルフ場は都市農地と一緒に、都市の緑にもなりますし、そして防災のときの避難場所にもなるんです。そうやって、むしろゴルフ場があることによって地域の住民は恩恵を受けているところもあるんですね。そういったところは全部無視して、ゴルフ場を造ったときにはコストが掛かったんだと、だからそれを取り返さなきゃいけないという発想のゴルフ場利用税というのはまさにもう時代から取り残されちゃっているんですね。

さあ、それからもう一つ大臣に反論しますが、弱小自治体の大きな財源になっていると言いました。調べましたら、今、税収のうち一〇%以上がゴルフ場利用税という自治体は恐らく五つないぐらいだと思います。もしそういう自治体がゴルフ場利用税が入ってこなくなると本当に困るじゃないかといったら、それこそ政治の知恵なんですよ。

交付税措置をして、私は時限でいいと思います。ずっとやっぱり市町村を甘やかしちゃいけません。昔からあった税制だから一生取っておかなきゃ許さないというんじゃ税制改革は何にもできない。時代遅れになった税収はちゃんと改革する、そしてそれが減る分はどこかで新しい財源を見付けてくる、そのために努力をする、それをやらないと自治体というのは成長していきません。何か足りなくなると交付税

措置してくれ、税収が欲しい。これ、税制改革で少なくなりますよ。そんなの反対だ。全国知事会で、全国市町村会で反対運動をやろう。それをそのままにしていたら地方創生できないですよ。

地方に財源が減るんだったら、その分どこで財源をつくるのか、どうやって地域を活性化させてほかの税収を上げさせるのか、それを指導するのが総務省の役割なんですね。だから、私に言わせれば、その弱小自治体の財源を守らなきゃいけないというんじゃなくて、弱小自治体の既得権を守らなければいけないとして総務省は動いているとしか思えないんですね。これはもう完全に世界から見るとガラパゴスであります。ヨーロッパのIOCの人も言っていました、ゴルフだけに課税をするなんということは意味が分からないと。オリンピックのレガシーをつくるとしたら、こういうところから改善をしていただきたいというふうに思います。

さて、石破大臣、これまで各省庁大臣の見解を聞いてきたと思います。あっ、それからもう一人いたんだ、ごめんなさい、財務省、誰か来ていますか、財務省。——はい。

消費税との二重課税、これはどう見てもゴルフをプレーするという、消費するとき、消費税が今度八パーから、まあいつ一〇%に上がるか分かりませんが、一〇パーになる可能性は大ですよ。ゴルフ場利用税は八百円から千円ですよ。今、ゴルフ場の平均プレー代金というのは、私も驚いたんですが、首都圏にいると一万円以上すると思いますが、全国平均にするともう六千円だそうです。もう徹底した競争で、そうしないと生きていけないわけだ。六千円のうち、一〇%六百円、消費税将来取られる。ゴルフ場利用税、標準税率で八百円取られる。千四百円取られるということは、一回プレーするのに何と四分の一、二五%が税金で持っていかれるんですね。こんな理不尽なことはないんじゃないですか、スポーツやるのに。ゴルフだけですよ。これを二重課税と言うんです。

それで、政府は消費税を導入するときに二重課税をできるだけ解消しようということで、一番典型的なのは自動車取得税。これは、消費税もどんと上がる、自動車は大きい買物だから大変ですよ。取得税もそのまま残っていたら二重課税だと。だから、こういう二重課税は、もちろん業界団体からの陳情もあったでしょう、やめようということになったんですね。

財務省も、税制全体を管轄する立場から、ゴルフ場利用税と消費税の二重課税、これはスポーツ振興の妨げにもなっているし、ゴルフ場

の経営を本当に苦しめている。こういう課税はやめるべきだと思いますけれども、財務省の見解をお願いします。

○大臣政務官（竹谷とし子君） ゴルフ場の利用税は総務省の所管ということで、先ほど来お話があるところでございますけれども、議員御指摘の二重課税との御指摘は、廃止を求める側からの御主張であると承知しております。

一方で、もう先ほど来話が出ているとおりでございますが、財源に乏しい山林原野の多い市町村にとってゴルフ場利用税というのは貴重な財源であるとの主張もなされていることから、双方の関係者の主張を踏まえて、税制改正プロセスの中で、所管する総務省の中で検討されるものと考えております。

政府税調で議論すべきという御指摘をいただきましたが、まずは所管する総務省において御検討いただくべきと考えております。

○松沢成文君 何か財務省ってすごく権力がある役所かと思ったんですけど、随分遠慮がちなんですね。

総務省で検討していたら廃止にならないんですよ。だって、弱小自治体を守りたいと言っているんだから。でも、それでいいんですかという問題提起なんですよ。小さな自治体の財源を守るために一千万人のゴルファーが犠牲になっているんですよ。それがスポーツの振興をとどめちゃっているんですよ。それでゴルフ場の経営を厳しくしているんですよ。総合的な見地に立って、税制の在り方として財務省で検討してください。

財務大臣は、麻生大臣は、ゴルフ振興議員連盟の会長で、この前、十月九日に、御自身のお名前でゴルフ場利用税は即刻廃止すべきだという決議をしていますからね。そういう大臣の下にいるんだから、しっかりとやってくださいよ、オリンピックを迎えるに当たって。それをお願いをしておきます。

さて、最後ですが、石破大臣、大臣、地域を活性化させるというのが大臣の使命ですよ。このゴルフ場利用税というのは、ゴルファーにとっても本当に負担なんです。

実は、数年前、ゴルフ場利用税の除外措置で、十八歳未満の青少年と七十歳以上の高齢者、ここは非課税にしたんです。そうしたら、その後、非課税にしたもので、ここの年層のゴルファーはどんどんどんどん増えたんです。で、ゴルフ場利用税が掛かる、一番中間層の十八から六十までのゴルファーは増えていないんですね。これ一つ見ても、やっぱりゴルフ場利用税がゴルファーの負担になっていて、ゴルフの

普及を妨げているというのが分かりますよね。

それから、やっぱりゴルフ場の経営も本当厳しいです。これ以上ゴルフ場がどんどんどんどん潰れるようになっていくと、ここは雇用が失われる。それは雇用だけじゃないですよ。固定資産税だって入ってこなくなりますよ。税金だって入ってこなくなる。それから、物品を買ったり売ったりする機能もゴルフ場というのがありますから、それもなくなるし。遠くからお客さんが来るゴルフ場は宿泊でかなりのお金も使うんです。そうやって、ゴルフ場が潰れるということは地域の経済全体に影響をもたらすんですね。

その全てとは言わない、一つの原因がゴルフ場利用税にあることはほぼ確実なんです。だからこそ、ゴルフ場の経営者たちは、こんな税制をどうにか早くやめてくれと言っているわけですね。

ですから、こういう地域経済活性化、あるいはスポーツの振興、特にオリンピックに向けてのスポーツの振興を考えると、消費税と二重課税になっているゴルフ場の利用税というのは今しっかりと廃止の方向に持っていく。それで地域を活性化させて、むしろ消費税が上がってくれば、税率が上がるだけじゃなくて、経済を活性化すれば消費税も上がるわけですから、そうしたら地方消費税で地方にお金も返ってくるわけです。それは地方交付税の原資にもなるわけです。そうやってお金を回していけばいいじゃないですか。だから、そういう意味で、ゴルフ場利用税というのはもう完全に不公平で理不尽で時代遅れなんです。

そこで、安倍総理も、これは総務大臣と真剣に検討しなきゃいけないとおっしゃっていました。それから、麻生大臣も、オリンピックもやるのなら、まあ今やらなきゃいけないふうには思うなど、こう言っていました。大臣、是非とも政府税調の中で検討していただくなり、この問題を関係大臣とリーダーシップを取ってしっかりと廃止の方向で検討を進めていただけないでしょうか。最後に一言お願いします。

○委員長（関口昌一君） 時間ですので答弁は簡潔に願います。

○国務大臣（石破茂君） 御指摘ありがとうございます。

要は、そういうところほど弱小自治体が多いわけで、その減収分をどうするんだということについて、これから先総務省において議論が更に煮詰められるものだというふうに承知をいたしております。

私の選挙区もそうですが、そういうところは本当に財政が苦しい。じゃ、それを交付税で見てくださいということになりますと、じゃ、今度は国全体の財政としてどうなるんだというお話がある。ですから、委

員が元知事の御経歴も踏まえていろいろな議論を展開をされました。
勉強になりました。よくこれから先研究させてください。

○松沢成文君 ありがとうございました。